

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

職氏名 印

〇〇年度鳥取県産地パワーアップ事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県産地パワーアップ事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、個々の事業地区及び事業実施主体ごとの交付対象経費の実績額について鳥取県産地パワーアップ事業補助金交付要綱（平成28年5月23日付第201600010602号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜産関係補助金等交付規則（昭和31年4月農林省令第18号）、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付27生産第2391号生産局長、27政統第490号政策統括官通知）、産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱（平成28年1月20日付27生産第2392号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

様式第3号（第12条関係）

番 号
年 月 日

職氏名 様

職氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度鳥取県産地パワーアップ事業仕入控除税額確定報告書

〇〇年〇月〇日付第〇〇号をもって交付決定通知のあつた鳥取県産地パワーアップ事業費補助金について、鳥取県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の 第15条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。